

2023年9月27日(No. 514)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

「生態環境損害賠償責任制度」からみる環境保護責任の強化

中国弁護士 胡 絢静

日本弁護士 若林 耕

III. 中国法令アップデート

- ・上場会社独立董事管理弁法
- ・生態環境権利侵害責任紛争事件における法律適用の若干問題に関する解釈
- ・生態環境権利侵害民事訴訟証拠に関する若干規定
- ・外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致力の強化に関する意見
- ・個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法(意見募集稿)
- ・インターネット広告の識別可能性に関する法執行のガイドライン(公開意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆当事務所のパートナー 射手矢好雄弁護士、パートナー 中川裕茂弁護士がオンラインセミナーに登壇します。

日時:2023年10月5日(木)15時~16時30分

主催:日中投資促進機構

中国ビジネス実務セミナー「中国を巡る近時の対立と企業の経済活動での留意点」 [申込頁](#)

<https://www.icipo.org/theme01/%e3%80%90%e8%ac%9b%e7%be%a9%e3%81%ae%e3%83%9d%e3%82%a4%e3%83%b3%e3%83%88%e3%80%91%ef%bd%9e%e7%ac%ac36%e5%9b%9e%e4%b8%ad%e5%9b%bd%e3%83%93%e3%82%b8%e3%83%8d%e3%82%b9%e5%ae%9f%e5%8b%99%e3%82%bb%e3%83%9f/>

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第23回(中国メインランド)

日時:2023年6月15日(木)

「中国ハイブリット法務 ～中国の政治経済と法律の密接な関係～」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第24回(中国メインランド)

日時:2023年7月20日(木)

「中国広告法の概要～ネット広告におけるステマ規制の本格化も踏まえて～」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

上海オフィス顧問 繆 媛媛

第25回(中国メインランド)

日時:2023年9月21日(木)

「【中国現地法人の刑事リスクマネジメント】「コンプライアンス不起訴」制度の概要と企業対応」

講師:中国弁護士パートナー 屠 錦寧

◆グレートチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国ステマ広告規制」](#)

9月7日配信

講師：上海オフィス顧問 繆 媛媛

[「中国広告規制」](#)

8月23日配信

講師：パートナー弁護士 若林 耕

[「中国ハイブリッド法務～政治・経済・文化と法律の関係～」](#)

7月5日配信

講師：パートナー弁護士 射手矢 好雄

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

「生態環境損害賠償責任制度」からみる環境保護責任の強化

中国弁護士 胡 絢静

日本弁護士 若林 耕

1. はじめに

ここ 10 年の中国では大気、水、土壌等の環境汚染に対処するために、厳しい環境保護規制が整備され、環境汚染を行った企業が高額な行政処罰を課される事例も多い。特に、近年では、環境汚染行為によって悪化する生態系に着目し、汚染者の負担で生態系の回復を図るという「生態環境損害賠償責任制度」の運用が活発である。行政当局から民事訴訟等を通じて生態環境損害賠償責任を追及され、生態系の回復に要する費用の負担まで命じられる企業も増えており、回復までに時間等を要するのが通常であるため、企業側にとって生じる金額的なインパクトが高い。本記事では、近年中国で多くみられるようになった生態環境損害賠償責任制度の法的枠組及び実例を見ていきたい。

2. 法的枠組の概観

生態環境損害賠償責任は、2018 年1月1日に実施された国務院(日本の内閣に相当する)による「生態環境損害賠償制度改革方案」において大きな法的フレームワークとして提示された¹。その後、2021 年 1 月 1 日に実施された「民法典」において、より責任内容を具体化し、請求の明確な根拠規定とすべく、生態環境損害の回復と賠償責任に関する具体的な条文が盛り込まれたという経緯がある²。

生態環境損害賠償責任は、人格的利益・財産的利益に関する損害を受けた私人の救済ではなく、生態環境の救済を目的とする公益的な発想に基づくものである。当該制度の主要な特徴としては、**各地の生態環境部門等の行政機関が原告となって、生態破壊した者(以下「賠償義務者」という。)を被告として、生態回復及び生態機能の喪失によって生じる民事上の損害賠償を求める権利があるという点にある³**。また、早急な解決を図るために、「協議前置主義」が取られている点も特徴的である。すなわち、行政機関(原告)は、生態環境の損害に関する調査・評価の結果に基づき、まずは賠償義務者と責任の負担に関する協議を行い、合意できない場合に初めて訴訟を提起するという法的枠組が採用されている。

¹ 2015 年に七つの省で試験的に展開され、2018 年に正式に全国に拡大した経緯がある。

² 民法典 1234 条:「国の規定に違反して生態環境に損害が発生し、生態環境を回復できる場合、国の定める機関または法律の定める団体は、侵害者に対し、合理的な期間内に回復の責任を負うよう要求する権利を有する。侵害者が期限内に回復しない場合、国の定める機関または法律の定める組織は、侵害者が必要な費用を負担することにより、自らまたは他人に委託して修復を実施することができる。」

民法典 1235 条:「国の規定に違反して生態環境に損害が生じた場合、国の定める機関または法律の定める団体は、侵害者に対し、以下の損失および費用の賠償を請求する権利を有する:

- (i) 生態環境が破壊されてから回復が完了するまでの間のサービス機能の喪失による損失;
- (ii) 生態環境機能の恒久的損害による損失;
- (iii) 生態環境に対する損害の調査、鑑定、評価に要する費用;
- (iv) 汚染の除去および生態環境の回復に要する費用;
- (v) 損害の発生および拡大を防止するために発生した合理的な費用」

³ 環境保護団体、人民検察院が、社会公共利益のために、生態破壊行為に関して提訴することもできる。この場合は、協議前置主義は取られていない。

本制度の発足以来、各地で本制度が適用されたケースは大幅に増加している。生態環境部の発表によると、2021年11月までに全国で7600件以上の事件が処理され、賠償金額が90億元を超える⁴。また、2022年で全国の裁判所で受理された生態環境損害賠償の事件は221件もある⁵。

3. 「生態環境損害賠償責任」の適用要件とは

生態環境損害賠償責任は上述の通り、民事的責任と位置づけられているが、汚染によって損害を受けた者が請求主体である一般の不法行為責任(以下「生態環境権利侵害責任」という。)とは、適用要件及び帰責事由が異なる。生態環境損害賠償責任は、行政機関が原告となるという意味で社会全般の公益性に基づく特殊な法的枠組みであるため、一般の不法行為責任との線引きが個別のケースごとに重要となってくる。

具体的には、生態環境損害賠償責任の適用要件について、「生態環境の損害が発生し、且つ損害が軽微ではないことが必要である。ここにいう「生態環境の損害」とは、「環境の汚染や生態系の破壊により、大気、地表水、地下水、土壌、森林などの環境要素、及び植物、動物、微生物などの生物学的要素について有害な変化が生じ、これらの要素によって構成される生態系の機能が低下したこと」と定義されている⁶。実務上は、第一次的には、管轄の行政機関が調査を行ったうえで、生態環境の損害の可能性や損害の程度によって、生態環境損害賠償責任を追及するかどうかを決める。なお、後日に裁判所に提訴される場合、理屈としては裁判所がかかる要件の該当性がないと判断すれば受理されない可能性はある。

また、私人に対する一般の生態環境権利侵害責任は、無過失責任(損害の発生について故意・過失がなくとも損害賠償の責任を負うこと)とされるが、生態環境損害賠償責任は、賠償義務者が具体的に法令に違反したことが要件とされる。例えば、汚染物排出許可証を取得し、許可証に定めた基準に従って排出した結果、環境汚染が生じても、生態環境損害賠償責任を負わされることはない。

生態環境損害賠償責任の具体的内容には、主に生態の回復、生態環境が回復するまでに本来の機能が喪失したことで生じた損失、損害行為を調査・評価するための費用、汚染除去費用が含まれる。ケースによっては、生態の回復が事実上不可能な場合は代替的回復手段(例えば汚染された場所と別の適切な場所でも再植林を行う等)を命じられる場合もある。

なお、この生態環境損害賠償責任と、環境規制に違反したことによる行政・刑事責任等との関係性が問題となるが、それぞれの法的根拠が異なるので別である。すなわち、同一の生態環境損害行為により、行政処罰や刑事責任、私人に対する生態環境権利侵害責任を負わされたとしても、生態環境損害賠償責任は別途に検討され得ることになる。最も、行政機関が同時に行政処罰と生態環境損害賠償責任の追及を進める場合も多く、生態環境損害賠償責任を積極的に負担する賠償義務者は、行政処罰の減免に繋がる可能性がある⁷。

4. 提訴前の協議プロセスが必須

上述したように、協議前置主義が採用されているため、当該協議プロセスに入る前に、行政機関は生態環

⁴ https://www.mee.gov.cn/ywdt/zbft/202111/t20211125_961825.shtml

⁵ 中国環境資源審理(2022)(最高人民法院、2023年6月公表)

⁶ 生態環境損害賠償制度改革方案第3条

⁷ 生態環境損害賠償管理規定(環法規[2022]31号)第11条

境の損害の範囲、程度等の調査を行い⁸、生態回復に必要な費用の鑑定・評価を行う。実務上、調査、評価結果についての中立性を保つために、生態環境損害の評価資格を有する司法評価機関、環境管轄当局が推薦する評価機関に関与させ、評価報告書を作成することが一般的である。また、これらの評価機関の選定について賠償義務者の意見を聞いたうえ、当事者が共同で委託する事例もしばしばある。

なお、協議プロセスにおいて、生態環境損害賠償責任に関する合意に達した場合、管轄権を有する裁判所において合意書に関する有効性の確認(司法確認と称される。)が行われるのが通常である⁹。司法確認を経た合意書は、民事上の強制執行力を有する。仮に合意できなかった場合は、行政機関が原告として民事訴訟を提起し、裁判所で審理されることになる。環境汚染関連の事件を審理する法廷は全国で2022年の時点で2426箇所あり¹⁰、環境関連訴訟が全国でかなり活発に行われていることが伺える。

仮に、最終的に賠償義務者の責任が認められた場合、賠償義務者は、行政機関の監督の下で生態回復作業を進め、そして回復効果の検証も行われる。

5. 実例の紹介

下記では、実務上において生態環境損害賠償責任が追及された事件がどのように進められているのかについて、実例を通じて見てみたい。以下では、行政機関との協議によって合意できた事件2件、裁判所の審理手続を経て責任が認められた事件1件を例に挙げて紹介する。

(1)北京市豊台区のX社による違法な污水排出により、豊台区の水の生態環境に損害を与えた事例¹¹ 調査と協議

2018年5月に、北京市豊台区生態環境局の現場検査の際、X社が基準値を超えて用水路に污水を排出した行為が発覚した。同局による調査鑑定の結果、X社の違法な污水排出により、豊台区の生態環境に与えた損害額は1956.72万元に及ぶとされた。その後、X社と9回にわたる協議を経て、最終的に2020年4月に合意書を締結した。

X社の生態環境損害賠償責任

事故が発生した後、同局が直ちに排水口を塞ぎ、川底の沈泥を清掃するなどの応急措置を取った。X社は代替的に回復案として、自社の下水排出施設、下水処理施設を改修するほか、豊台区花郷地区の下水パイプの改修工事の費用を負担することに合意した。工事のためにX社が支出した資金は合計2950万元(約6億円)に及ぶ。

⁸ 生態環境部は生態環境損害の調査に関する技術的ガイドラインを整備しており、下記はこれらの一部の例である。「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 大綱と重要部分 第1部: 大綱」(GB/T 39791.1-2020)、「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 大綱と重要部分 第2部: 損害調査」(GB/T 39791.2-2020)、「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 環境要素 第1部: 土壌と地下水」(GB/T 39792.1-2020)、「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 環境要素 第2部: 地表水と堆積物」(GB/T 39792.2-2020)。「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 基礎手法 第1部: 大気汚染汚染仮想処理コスト法」(GB/T 39793.1-2020)、「生態環境損害鑑定評価技術ガイドライン 基礎手法 第2部: 水質汚染仮想処理コスト法」(GB/T 39793.2-2020)。

⁹ 最高人民法院による生態環境損害賠償案件の若干規定(法積【2019】8号)第20条

¹⁰ http://paper.people.com.cn/rmrb/html/2022-09/26/nw.D110000renmrb_20220926_4-13.htm

¹¹ 生態環境損害賠償協議十大典型事例(生態環境部、2021年12月付公布)の7番
(https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202112/t20211227_965379.html)

行政処罰

X社は2019年4月付で、豊台区の生態環境局から別途50万元(約1000万円)の過料が課されている。

(2)浙江省衢州市のY社が危険廃棄物の不法投棄による土壌汚染¹²

調査と協議

2019年1月に衢州市生態環境局常山支局によるY社に対する現場検査の際に、汚水処理後の汚泥が大量に放置されていることが発覚した。第三者機関による評価の結果、汚泥は危険廃棄物であり、放置により土壌と地下水が汚染され、生態環境損害額は467万元になるとされた。

2020年3月から常山支局とY社は数回の協議を行い、2020年8月26日に合意書を締結し、その後、衢州市中級人民法院に司法確認を行った。

Y社の生態環境損害賠償責任

合意書によると、Y社は土壌と地下水の生態回復作業を行うほか、常山支局が支出した損害調査と評価費用54万元(約1000万円)を負担する。

行政処罰

2019年3月5日付けで、Y社は生産停止と修復を命じられ、且つ50万元(約1000万円)の過料を課された。その他、Y社の法定代表者も8万元(約160万円)の過料を課された。

(3)土壌、地下水汚染に関する生態環境損害賠償訴訟¹³

事件の概要

被告は貴州省貴陽市のアルミニウム製品を生産する会社である。2017年以来、電解アルミニウムの廃棄物を工場以外の別の場所に運搬して投棄、埋め立て、土壌、地下水に深刻な汚染が生じた。貴陽市生態環境局は生態回復費用、応急措置で支出した費用、調査費用等合計414万元に上るとして、被告と数回にわたる協議を行ったが、合意できなかったため、貴陽市中級人民法院に提訴した。

和解の内容

裁判所の調停により、以下の内容で和解した。まず、被告が生態回復費用を負担の下で、貴陽市生態環境局が被告の代わりに生態回復を行う。その他、被告は危険廃棄物処置費用、検査鑑定費用、回復の検証費用を負担しなければならない。

6. まとめ

実例からもわかるように、行政機関から提示される生態環境損害賠償額は高額になるケースが多い。賠償義務者にとって、行政機関との協議中に、行政機関が第三者に依頼して作成した調査報告書、評価報告書に記載した事実や、根拠、生態回復計画の実行可能性の検証を行うことが重要である。また、生態環境損害賠償責任の積極的な履行は、行政処罰又は刑事責任の軽減事由になり得るので、真摯に協議を対応し、早期の合意を目指すのが最終的に自社の利益になる場合がある。なお、上述の通り、個別の私人等に損害が

¹² 生態環境損害賠償協議十大典型事例(生態環境部、2021年12月付公布)の10番

¹³ <https://lvdao.sina.com.cn/case/2019-06-05/doc-ihvhiqay3751841.shtml>

発生している場合には、個別的に、民事責任として私人等に対する不法行為責任(環境権利侵害責任)も追及される可能性がある。

以上

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の注目としては、環境汚染・生態破壊行為の被害者に対する民事責任に関する、「生態環境権利侵害責任紛争事件における法律適用の若干問題に関する解釈」である。企業が工場などで排出する汚染物の処理を外部の第三者に処理を依頼した場合の、企業と当該第三者との責任の負担、(法人格否認の考え方により)株主が出資先会社と環境汚染民事責任の連帯責任を負うべき可能性を定めるものである。

また、上記にいう被害者に対する民事責任とは別に、生態修復に関する損害の賠償責任(一般的に「生態環境損害賠償責任」と呼ばれる。)もあり、近年では非常に活発に利用されている。今号のLawyer's Eyeにおいて、「生態環境損害賠償責任制度」からみる環境保護責任の強化」としてまとめているので、そちらもご参照ください。

また、「上場会社独立董事管理弁法」も注目される。同弁法は、現行の「上場会社独立董事規則」を改正するものである。上場会社における独立董事の設置義務のほか、独立董事の資格・要件等においても細かな規定が置かれることになっている。

意見募集稿段階ではあるが、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法(意見募集稿)」は、今後正式に公布された場合には、重要な法令になると思われる。中国の個人情報保護法によれば、個人情報取扱者は、法令遵守状況等につき、定期的にコンプライアンス監査を実施することを義務付けられているところ、これまではコンプライアンス監査の方法(監査の主体、頻度、対象等)について具体的な規定まではなかったため、自己判断での対応によらざるを得ない状況が続いている。今後の正式な公布が待たれる。

「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法(意見募集稿)」について、弊事務所にて和訳を作成しておりますので、ご入用の方は[本ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

執筆担当:日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<商法>

上場会社独立董事管理弁法

[ポイント]

1. 上場会社における独立董事設置義務

本弁法は、2022年1月5日より施行されている上場会社独立董事規則を改定する内容のものであり、2023年4月14日に意見募集稿が公開されていた(意見募集稿の内容については、本ニュースレター第510号を参照されたい。)。本弁法は上場会社に必要とされる独立董事の任免、職責等について規定するのであり、現行の上場会社独立董事規則においては、上場会社では独立董事制度を設けなくてはならず、董事会の構成員のうち少なくとも3分の1が独立董事によって占められている必要があるとされているが、本弁法においてもこの規制が維持されており、かつ、独立董事のうち少なくとも1名は会計の専門家である必要が

ある(4条、5条1項)。また、上場会社の董事会は監査委員会を設けなければならない、その構成員は会社の高級管理職を兼任する董事が含まれてはならない。かつ、その構成員は独立董事が過半数を占め、会計専門家である独立董事が含まれていなければならない(5条2項)。

2. 独立董事の独立性

独立董事は独立性を保持していなければならない、以下の者は独立董事となることができない(6条1項)。

①当該上場会社又はその付属企業(直接又は間接的に支配を受けている企業を指す。以下同じ。)の役職員及びその配偶者、父母、子女、主要な社会関係を有する者、②直接又は間接に当該上場会社の株式の1%以上を保有し、又は当該上場会社の上位10名の株主に含まれる自然人株主及びその配偶者、父母、子女、③直接又は間接に当該上場会社の株式の5%以上を保有し、又は当該上場会社の上位5名の株主に含まれる株主機関の役職員及びその配偶者、父母、子女、④当該上場会社を支配する株主、実質的支配者の付属企業の役職員及びその配偶者、父母、子女、⑤当該上場会社及びその支配株主、実質的支配者又はそれぞれの付属企業との間で重要な業務を行っている者、若しくは重大な業務を行っている機関及びその支配株主、実質的支配者の役職員、⑥当該上場会社及びその支配株主、実質的支配者又はそれぞれの付属企業のために財務、法律、コンサルティング、紹介等のサービスを提供している者、⑦直近12ヶ月において上記①～⑥のいずれかに該当する者、⑧法律、行政法規、中国証券監督管理委員会(証監会)、証券取引所業務規則及び定款が規定する独立性を有さないその他の者。

3. 独立董事となるための資格

さらに、独立董事は以下の条件を満たしている必要がある(7条)。(i)法律、行政法規及びその他の関連する規定に基づいて、上場会社の董事を担う資格を備えていること、(ii)上記の独立性の要件を満たしていること、(iii)上場会社の運営のための基本的な知識を備えており、関連する法令及び規則を熟知していること、(iv)独立董事の職責を履行するのに必要な法律、会計又は経済等の業務の経験が5年以上あること、(v)良好な品位を備えており、重大な信用失墜等の不良記録がないこと、(vi)法律、行政法規、中国証監会の規定、証券取引所業務規則及び定款に規定するその他の条件。

4. 独立董事の義務

また、独立董事は原則として最大で3社のみ独立董事を兼任することができ、有効に独立董事の職務を執行できる容易に十分な時間を確保しなければならないとされている(8条)。また、独立董事の任期は他の董事と同じであり、連続で選任することはできるが、その任期は連続して6年を超えてはならない(13条)。

独立董事の職責は、①董事会の決議に参加し、議題について明確に意見を述べること、②当該上場会社との間で潜在的に重大な利益相反が生じる事項についての監督を行うこと、③当該上場会社の経営発展のために専門的、客観的な提案を行い、董事会決議の水準の引き上げを促進すること、④法律、行政法規、証監会の規定及び定款に規定するその他の職責である(17条)。

5. 独立董事の過半数の同意が必要な董事会決議事項

また、以下の事項については全独立董事の過半数の同意を経た後に董事会で審議を行う必要がある(23条)。①開示が必要な関連者間取引、②上場会社及び関連当事者の承諾を変更又は免除する議案、③買収される上場会社の董事会による買収についての決議及び採用する措置、④法律、行政法規、証監会の規定及び定款が規定するその他の事項。

6. 罰則等

上場会社、独立董事及び関連する者が本弁法に違反する場合には、証監会は是正を命じ、面談を行い、警告書を発出し、公開説明を求め、定期報告を求め等の監督管理措置を行うことができる。また、行政処罰に処すべき場合には、証監会は関連する規定に基づき処罰を行うことができる(44条)。

7. 経過規定

また、本弁法には施行から1年間の過渡期が設けられており、過渡期において、上場会社の董事会および専門員会の設置、独立董事の専門会議のメカニズム、独立董事の独立性、在任条件、在任期間及び兼任

社数等の事項が本弁法の規定と一致しない場合には、徐々に調整の上本弁法の規定に合致するようにしなければならぬと定められている。上場会社独立董事規則は、本弁法の施行日をもって廃止される。

[原文] 上市公司独立董事管理办法(中国证券监督管理委员会令第 220 号)

附件1: 上市公司独立董事管理办法

附件2: 关于《上市公司独立董事管理办法》的立法说明

[公布/公表機関] 中国证券监督管理委员会 (中国证券监督管理委员会)

2023 年 8 月 1 日公布、2023 年 9 月 4 日施行

執筆担当: 日本弁護士 徳山剛史

<民事訴訟法>

生態環境権利侵害責任紛争事件における法律適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 環境汚染、生態破壊の権利侵害責任(不法行為責任)について、被害を受けた者に対する権利侵害責任(民法典 1229 条)(以下、「生態環境権利侵害責任」という。)のほか、国家機関(地方政府、検察院)や社会団体が請求主体となり、生態環境の損害を引き起こした行為者に対する、生態修復と生態環境による損害の賠償責任もある(民法典 1234 条、1235 条)。本司法解釈は、生態環境権利侵害責任に関するものである。以下の点が重要である。

1. 以下の事件は、生態環境権利侵害責任として審理し、無過失責任が適用される。

- ① 廃ガス、廃水、残渣物、医療廃棄物、粉塵、悪臭ガス、放射性物質及びその他の環境の汚染を排出すること;
- ② 騒音、振動、光放射、電磁放射およびその他の環境汚染の発生;
- ③ 天然資源の不当な開発;
- ④ 国の規制に違反し、許可なく外来種を持ち込んだり、放したり、捨てたりすること;
- ⑤ 環境を汚染し、生態系に損害を与えるその他の行為。

一方で、以下の場合には侵害行為が結果的に環境汚染、生態破壊をもたらしても、(生態環境権利侵害案件ではなく)一般の権利侵害案件として審理するとされる。

- ① 大気、水、土壌などの生態環境媒体を介さずに直接に生じた損害;
- ② 屋内や車内などの閉鎖空間で生じた損害;
- ③ 近隣の不動産権利者の日常生活において生じた損害;
- ④ 職務上の活動において労働者に生じた損害。

2. 工場などで排出する汚染物の処理を外部の第三者に依頼し、環境汚染が生じた場合に、権利侵害責任の負担は、処理の実態によって異なる。

- ① 事業者が自社の環境保護施設の運営を第三者に委託する場合は、環境保護施設が自社の管理支配に置かれるため、当該事業者が被害者に対して責任を負うとされる。また、当該受託第三者に過失がある場合は、事業者は第三者に対して求償できる。
- ② 汚染物を第三者のところで集中処理してもらう場合は、第三者が被害者に対して責任をおう。もっとも、事業者が第三者の選任、処理の指示において過失があれば、被害者に対して相応の責任を負わなければならない。
- ③ 以下のいずれかの場合は、事業者と処理を行う第三者の共同侵害が認められ、連帯責任を負うとされる。
 - (a) 第三者が汚水処理場の指示に従い、違反に汚染物質を排出する場合;
 - (b) 事業者が明らかに欠陥のある環境保護施設を第三者に運営させて、第三者が違法に汚染物質を排出する場合;
 - (c) 明らかに不合理な価格で第三者に汚染物の処理を依頼し、第三者が違法に汚染物質を排出する場合。

3. 会社の環境汚染、生態破壊によって生じる責任について、会社の株主について法人格否認の法理を適用し、会社の株主と会社の連帯責任が認められる可能性があることが強調されている。被害を受けた者の保護を図る趣旨が伺える。法人格否認(会社の法人格の独立性を否定し、会社とその背後の株主を同一視する法理)は、中国会社法の20条3項に規定がある。それによると、株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合は、会社の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。実務上、株主の濫用行為は、人格混同(会社の財産と株主の財産が混同し区別できない)、会社に対する過度の支配(会社から株主への利益の移転等)があると、認定されやすい。なお、本司法解釈の公布により、2015年に公布された「環境権利侵害責任紛争案件の法律適用に関する若干問題の解釈」(法釈[2015]12号)が廃止される。

[原文] 关于审理生态环境侵权责任纠纷案件适用法律若干问题的解释 (法释[2023]5号)

[公布/公表機関] 最高人民法院 (最高人民法院)

2023年8月14日公布、2023年9月1日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

生態環境権利侵害民事訴訟証拠に関する若干規定

[ポイント] 本規定は、環境汚染、生態破壊の権利侵害責任に関する訴訟事件(被害者が提起する権利侵害事件、国家機関や社会団体が提起する公益訴訟を含む)における、立証責任の分配、専門家の鑑定等についてのルールを定めている。

1. 被害者が提起する権利侵害事件は、①被告が環境汚染又は生態破壊の行為を実施したこと、②原告の人身や財産が損害を受けた、もしくは損害を受ける危険性を有することの立証が必要である。それに対し、公益訴訟の場合は、原告の立証責任がより重く、①被告が環境汚染又は生態破壊の行為を実施し、且つ当該行為が国の規定に反すること、②生態環境が損害を被るもしくは損害を被る重大なリスクを有することの立証が必要である。

2. 専門機関による鑑定意見を、案件の事実認定の根拠とすることができる。鑑定の利用について、環境汚染、生態破壊の事実に関連する専門的問題について、裁判所の許可があれば、鑑定を依頼し、鑑定意見を出してもらうことができる。法律適用、当事者の責任の分担といった問題については、鑑定を依頼することができない。

3. 汚染物の名称、汚染物の排出方法、排出濃度、環境保護施設の運営の実態等は、原告がかかる情報の取得が困難な場合が多いため、これらについて侵害行為の事実認定にとって重要となる場合は、原告は裁判所に申し立て、被告に提出させることができる。

[原文] 关于生态环境侵权民事诉讼证据的若干规定 (法释[2023]6号)

[公布/公表機関] 最高人民法院 (最高人民法院)

2023年8月14日公布、2023年9月1日施行

執筆担当: 中国弁護士 胡絢静

<外商投資>

外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致力の強化に関する意見

[ポイント] 本意見は、中央政府(國務院)から中国の各地方自治体に対して、外商投資に関する環境改善を行い、外商投資の積極的な誘致を推進することを促すものである。近年来、中央政府は中国の更なる発展のために外商投資を積極的に利用するという方針を継続しており、本意見と同種の意見をしばしば発表しつつ、外商投資法等の具体的な法令の整備を進めている。

本意見においては、①外資の利用の質の向上、②外商投資企業の内国民待遇の保障、③外商投資保護の継続的強化、④投資運営の利便化の水準の向上、⑤財政的・税制的支援の強化、⑥外商投資の促進の方法の改善という6つの分野に関して、合計24項目の措置を取るべきことが盛り込まれている。

具体的には、①との関係では、外資誘致の重点として、外資による研究開発拠点の設立や中国企業と共同での技術研究や産業化の支援が奨励されているほか、バイオ・医薬分野での外商投資の促進(国外で上市されている細胞・遺伝子治療薬の外資による中国での臨床試験の実施の奨励や、上市されている国外生産医薬品の国内生産への移管にかかる医薬品上市登録申請手続の最適化等)が奨励されている。②との関係では、外商投資企業の政府調達への参加の保障や、標準策定業務への平等な参加の支援等が盛り込まれている。③との関係では、知的財産権に対する行政による保護の強化が謳われている。また、④との関係では、外商投資企業の外国人幹部や技術者、その家族らの出入国や滞在・居住の利便化や、グローバル企業の幹部へのビザ申請における便宜の提供、優秀な人材への永久居留許可申請における便宜の提供が謳われているほか、データの越境移転について、ネットワーク安全法、データ安全法、個人情報保護法の要求事項を実施し、条件に適合する外商投資企業のための「優先ルート(绿色通道)」を設立し、重要データ及び個人情報の越境移転安全評価を効率的に実施し、安全で秩序ある自由なデータ流動を促進するとし、北京、天津、上海、粵港澳(広東・香港・マカオ)大湾区等の地域において自由な流動を認める一般的データのリストの作成を試み、データの越境流動に関するサービスプラットフォームの整備とコンプライアンスサービスの提供を進めるとしている(なお、粵港澳大湾区では、2023年6月30日付で中国本土の国家インターネット情報弁公室と香港の創新科技及び工業局との間で「粵港澳大湾区データ越境流動促進の協力に関するメモランダム」(关于促进粤港澳大湾区数据跨境流动的合作备忘录)が締結されており、一国二制度という特殊な環境下にある同地域内における自由なデータ流動を促進することが合意されている。今後、中国と外国との間のデータ流動に関しても同地域内におけるデータ流動の自由化をモデルケースとした政策導入が進められる可能性がある。)

上記のうちデータの越境移転に関しては、本意見にいう「優先ルート(绿色通道)」の設立の一例として、「個人情報越境移転標準契約弁法」(2023年6月1日施行)により標準契約締結による個人情報の越境移転が可能となったことは記憶に新しいところである(同弁法の詳細については、[China Legal Update 2023年3月27日号\(No.508\)](#)のLawyer's Eyeのコーナーを参照されたい。)。また、「自由な流動を認める一般的データのリストの作成」という政策方針については、上海自貿区臨港新片区において「低リスク越境移転データリスト」の作成作業が進んでいると報じられているが、同様の動きをその他の地域でも進めようとするものと見られる。なお、中国は、データの越境移転を規制する方向での法令整備を進めている一方で、越境データ移転を妨げる措置の禁止(データフリーフロー)及びデータローカライゼーション要求の禁止が定められたRCEP(地域的な包括的経済連携協定。2022年1月1日発効。にも加入している。中国が今後、データの越境移転に関する制度と実務をどのようにバランスを取りながら形成していくのかは、あらゆる外商投資企業の運営に大きく影響し得るところであり、引き続き注視を要する。

今後、本意見の内容がより具体的な法令の実施細則等として具体化され、外商投資企業にとっての投資環境の改善がさらに進むことが期待される。

[原文] [关于进一步优化外商投资环境加大吸引外商投资力度的意见](#) (国发〔2023〕11号)

[公布/公表機関] 國務院 (国务院)

2023年8月13日公布

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

草案・意見募集稿等

個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 2023年8月3日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報保護法」等の法令に基づいて、「個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法」(以下「本弁法」という。)の意見募集稿(以下「本意見募集稿」という。)を公表した。

「個人情報保護法」上、個人情報取扱者は、コンプライアンス監査を実施する義務を負う。具体的には、①個人情報の取扱いに係る法令の遵守状況について、個人情報取扱者が自主的に実施する定期的なコンプライアンス監査（「個人情報保護法」第 54 条）及び②個人情報取扱者の個人情報取扱活動に大きなリスクの存在等が発見された場合に、個人情報保護職責の履行部門の要請により、個人情報取扱者が外部専門機関に依頼して実施するコンプライアンス監査（同第 64 条第 1 項）が定められている。もっとも、コンプライアンス監査の方法（監査の主体、頻度、対象等）について具体的な規定はなく、どのような監査を実施すれば、個人情報取扱者としての義務を履行したことになるのか、必ずしも明確ではなかった。

本意見募集稿は、「個人情報保護法」の下位規則として、コンプライアンス監査の定義、主体、頻度及び対象等を規定している。また、本意見募集稿の別紙として、「個人情報保護コンプライアンス監査の参考要点」が添付されており、監査すべきポイントが具体的に定められている。本意見募集稿の主な内容は、以下のとおりである。

項目	概要
監査の定義	「個人情報保護コンプライアンス監査」とは、個人情報取扱者による個人情報取扱活動の法律及び行政法規への遵守状況に対して、審査及び評価を行う監督活動をいう（第 3 条）。
監査の主体	・個人情報取扱者による定期的な監査（上記①）については、組織の内部機関又は外部専門機関に委託して実施することができる（第 5 条）。 ・個人情報保護職責の履行部門の要請による監査（上記②）については、外部専門機関に委託して実施しなければならない（第 6 条、第 7 条）。
監査の頻度	取り扱う個人情報 が 100 万人を超える個人情報取扱者については少なくとも毎年 1 回、それ以外の個人情報取扱者については少なくとも 2 年に 1 回実施する必要がある（第 4 条）。
監査の対象	「個人情報保護コンプライアンス監査の参考要点」には、項目ごと（例えば、機微な個人情報を取り扱う場合、14 歳未満の未成年の個人情報を取り扱う場合、域外に個人情報を提供する場合等）に監査すべきポイントが具体的に列挙されている。
罰則	・本弁法に違反した場合には、「個人情報保護法」等の法律法規により処理し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する（第 15 条）。 ・「個人情報保護法」の規定に違反して個人情報を取り扱った場合には、個人情報保護職責の履行部門による是正命令、サービス提供の一時停止、（是正を拒否した場合には）100 万元以下の過料等に処せられる可能性がある（「個人情報保護法」第 66 条）。

本意見募集稿は、コンプライアンス監査の内容を明確化し、個人情報取扱者がコンプライアンス監査を実施する上での指針となると考えられる。本弁法の正式版が公布された場合には、実務上の影響も少なくないと思われるため、今後の動向にも留意する必要がある。

[原文] 个人信息保护合规审计管理办法（征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室（国家互联网信息办公室）

（意見募集期間：2023 年 8 月 3 日～2023 年 9 月 2 日）

執筆担当：日本弁護士 芳賀洋一

インターネット広告の識別可能性に関する法執行のガイドライン（公開意見募集稿）

[ポイント] 「広告法」や本年 5 月 1 日から施行された「インターネット広告管理弁法」等においても、「インターネット広告には、識別性を持たせ、消費者がそれを広告として識別できるようしなければならない」（同弁法 9 条 1 項）として、広告としての識別可能性を義務付けている。いわゆるステマ広告を規制するものである。

本ガイドライン（意見募集稿）は、このような識別性を持たせるために、広告媒体主として具体的にどのような方法をとる必要があるかを指南するものである。例えば、広告であれば、「広告」という文字を必ず使用する必

要があり、「賛助」「AD」等のその他の文字では代替できないとされている。また、広告主の自社サイトや WeChat 公衆号等、そもそも消費者が容易に広告であると識別できる場合には、個別的に「広告」表記は不要とされている。

本ガイドラインはまだ意見募集稿であるが、今後正式に公表された場合には、インターネット広告における識別性要求への対応のための重要なガイドラインになることが見込まれる。

[原文] [联网广告可识别性执法指南](#)（公开征求意见稿）

[公布／公表機関] 国家市場監督管理総局（国家市场监督管理总局）

（意見募集期間：2023年8月28日～2023年9月27日）

執筆担当：日本弁護士 若林耕

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com